

令和8年度・令和9年度 後期高齢者医療制度 保険料率改定のお知らせ

- 問 沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課
☎(963)8012
- 問 国民健康保険課 後期高齢者医療係
☎(876)1717

制度維持へのご理解とご協力をお願い

後期高齢者の医療費を支える保険料は、その約4割を現役世代からの「支援金」でまかっています。現在、少子高齢化によって現役世代が減少する一方、高齢者人口は増加しており、現役世代一人一人の負担が急増しています。そこで、現役世代の負担上昇を抑え、医療制度を将来にわたって維持するために、高齢者の皆さまにご負担いただく割合(負担率)が見直されました。この改正に伴い、保険料が増加します。後期高齢者医療制度を安定し、誰もが安心して医療を受けられる仕組みを維持するため、被保険者の皆さまに所得に応じたご負担をお願いすることとなりますが、ご理解いただけますようお願いいたします。

後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき2年ごとに見直しが行われます。令和8年度の保険料率は下記の通りになります。

令和8・9年度の保険料率(基礎賦課額(医療分))

保険料率	令和6・7年度	令和8・9年度
均等割額	56,400円	61,000円
所得割率	11.60%	10.81%
賦課限度額(上限額)	800,000円	850,000円

令和8年度からは「子ども・子育て支援金制度」が開始されます。これに伴い、医療保険料とあわせて「子ども・子育て支援金」を納めていただくこととなります。

令和8年度の保険料率(子ども・子育て支援分)

保険料率	令和6・7年度	令和8年度
均等割額	—	1,290円
所得割率	—	0.26%
賦課限度額(上限額)	—	21,000円

子ども・子育て支援金の料率については、令和10年度まで毎年改定されます。

所得が低い方に対する軽減基準

同一世帯の世帯主および被保険者の 総所得金額等の合計額	基礎賦課分(医療分)	子ども・子育て支援金分
	軽減割合	軽減割合
「基礎控除額43万円+10万円 ×(年金・給与所得者等数-1)」以下の世帯	※7.2割軽減	7割軽減
「基礎控除額43万円+31万円×世帯の被保険者数 +10万円×(年金・給与所得者等数-1)」以下の世帯	5割軽減	5割軽減
「基礎控除額43万円+57万円×世帯の被保険者数 +10万円×(年金・給与所得者等数-1)」以下の世帯	2割軽減	2割軽減

※均等割7割軽減について、基礎賦課分(医療分)のみ令和8・9年度は7.2割軽減となります。

7月から 国民健康保険税の お支払いが始まります

- 問 国民健康保険課 資格賦課係
☎(876)1286

納税通知書の送付について

7月初旬に発送し、2週間ほどで全世帯へ到達予定です。



7月以降に国民健康保険喪失等の届出をした世帯は、7月にお送りする納税通知書に喪失の届出が反映されない場合があります。対象世帯には、翌月を目安に変更後の通知(税変通知)を郵送します。

令和8年度国民健康保険税の税率等について

●税率表

令和8年度	医療分		後期高齢者支援分		介護分		子ども・子育て支援分
	R7	R8	R7	R8	R7	R8	R8(新規)
所得割	8.20%	8.18%	2.40%	2.65%	2.40%	2.29%	0.28%
均等割	19,000円	22,700円	7,500円	10,100円	9,500円	9,900円	均等割1,200円 18歳以上均等割100円
平等割	17,000円	18,800円	6,000円	7,300円	6,000円	5,700円	800円
賦課限度額	66万円	67万円	26万円	26万円	17万円	17万円	3万円

●低所得世帯への軽減※世帯内に所得の申告をしていない人がいる場合は軽減が適用されません。

保険税が軽減される世帯の所得基準(令和8年度)	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割
43万円+(国保加入者および旧国保被保険者の合計人数×31万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割
43万円+(国保加入者および旧国保被保険者の合計人数×57万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割

口座振替登録のご案内

浦添市国保税は原則口座振替で納付する必要があります。(年金天引きの場合を除く。)口座振替の登録は、国民健康保険課窓口にてお手続きが可能です。

【手続きに必要なもの】

- ・下記対象金融機関のキャッシュカード
- ・本人確認書類

【対象金融機関】

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、コザ信用金庫、ゆうちょ銀行、沖縄県農業協同組合(JAおきなわ)



詳しくはこちら▲

軽減・減免について

①非自発的理由で失業された人の軽減

リストラなどで失業し、以下の軽減対象者に該当する人は、軽減措置が受けられる場合があります。申請には雇用保険受給資格者証が必要です。

●軽減対象者

雇用保険受給資格者証の「12 離職理由欄」に次の離職理由コードが記載されている人
離職コード:11・12・21・22・31・32・23・33・34

②納付が困難な人の減免

災害または被保険者の失業等により、国保税を納めるのが困難なときは、申請により減免を受けられる場合があります。申請には期限があります。



詳しくはこちら▲